⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

⑽　日本国内に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　指名に関する事項

競争参加資格があると認められた者について、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第16の指名基準を踏まえ、４⑴Ⅰによって得られる審査評価点の上位10者までを選抜（10者目の審査評価点が、同数となる者が複数存する場合はそれらの者を含む。）し、指名を行うものとする。

４　総合評価に関する事項等

⑴　本工事の総合評価は以下のとおり実施する。

㋐　一次審査における審査評価点の算出においては、下記Ⅰ　一次審査項目について、評価点を評価基準に従って与え、審査評価点を算出する。（最大得点30.0点）

㋑　二次審査における加算点の算出においては、下記Ⅱ　二次審査項目について、評価点を評価基準に従って与え、加算点を算出する。（最大得点90.0点）

Ⅰ　一次審査

下記１）～３）の項目における審査評価点の合計の上位10者までを選抜する。ただし、10者目の審査評価点が複数いる場合は、その者全ての者を含む。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、九州地方整備局において競争参加資格を確認の上、上記２⑸の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、選抜者に加える。

１）配置予定技術者の能力

２）企業の施工実績

３）事故及び不誠実な行為に対する評価

Ⅱ　二次審査（指名された者）

一次審査で選抜され、３に示す「指名に関する事項」により指名された者の中から、下記６⑵２）①の期間内に技術提案書を提出した者を対象に実施する。

１）施工体制（施工体制評価点）

①　品質確保の実効性：15点

②　施工体制確保の確実性：15点

２）技術提案（加算点）

◆工事目的物の性能・機能に関する事項

③　品質の向上：30点

◆総合的なコストに関する事項及び施工計画

④　施工上配慮すべき事項：30点

なお、２）技術提案については、技術者ヒアリングを実施し、その結果を評価に反映する。

⑵　３に示す「指名に関する事項」により指名された者は、価格及び技術資料をもって入札を行い、㋐の要件に該当する者のうち、㋑によって得られる標準点、施工体制評価点（０～30点）及び加算点（０～60点）の合計を入札価格で除した数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は㋒による。）を落札者とする。

㋐　評価対象要件

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

㋑　評価方法

①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　③の評価項目について、施工体制評価点及び加算点を与える。

③　評価項目及び得点配分　評価項目（⑴Ⅱ①～④）毎に評価を行い、①及び②における評価点の合計点を施工体制評価点とし、③及び④における評価点の合計点を加算点とする。

㋒　評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑶　技術提案資料の作成　技術提案資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

⑷　ヒアリングの実施（施工体制の審査）　どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料を求めることがある。（詳細は入札説明書による。）

⑸　その他

①　技術提案に基づく施工計画の採否については、二次審査の結果として紙（電子入札システムにより申請した者についても、紙）により通知する。

②　技術者ヒアリングを実施する。詳細は入札説明書によるものとする。

５　担当部局　〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号（福岡第二合同庁舎）九州地方整備局　総務部　契約課　工事契約調整係　電話092―471―6331㈹（内線2534）

６　入札説明書の交付及び申請書の提出に係る事項

⑴　入札説明書の交付

①　交付期間：平成25年５月22日から平成25年８月１日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から18時00分まで。（最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。）

②　交付場所：上記５に同じ。

③　その他：電子入札システムにより交付する。ただし、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、交付終了日の２日前までに５の担当部局に連絡すること。

⑵　申請書の提出方法

１）申請書及び一次審査に関する資料

①　提出期間：平成25年５月23日から平成25年６月３日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から17時00分まで

②　提出場所：上記５に同じ。

③　提出方法：

㋐　電子入札の場合　電子入札システムにより提出。ただし、容量が３ＭＢを超える場合は、提出場所へ持参し、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下同じ。）により提出すること。

㋑　紙入札方式による場合　提出場所へ持参し、又は郵送等により提出すること。

㋒　申請書及び資料等は、提出期限以降の内容変更及び取り下げは認めない。但し、取り下げについては入札説明書に示す場合を除く。

２）二次審査に関する資料（指名された者）

４⑴Ⅰに掲げる一次審査で選抜され、３により指名された者は、次に従い技術提案書を提出すること。

①　提出期間：平成25年６月13日から平成25年７月２日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から17時00分まで

②　提出場所：上記５に同じ。